

米国産牛肉の混載事例について

- ・ 10 月 17 日に動物検疫所が衛生証明書に記載のない米国産牛肉を確認したことから、当該出荷施設からの輸入手続を保留し、米国政府に月齢を照会していました。
- ・ 本日、米国政府から、20 か月齢以下の牛由来であることが確認できない旨の回答があったことから、当該出荷施設からの牛肉の輸入を停止し、米国政府に対し詳細な調査を要請しました。

1. 経緯

- (1) 10 月 17 日、動物検疫所東京出張所が、東京港に入庫した米国産牛肉（冷凍バラ肉 926 箱）の現物検査において、衛生証明書に記載のない冷凍バラ肉（冷凍バラ肉は特定危険部位ではない）が 4 箱（約 100kg）含まれていることを確認しました。
- (2) このため、厚生労働省及び農林水産省は、当該出荷施設からの貨物について、輸入検疫証明書の発給の保留を行うとともに、在京米国大使館及び輸入者を通じ、当該冷凍バラ肉の月齢を照会しました。

（注）貨物の概要

- （ア）出荷施設：タイソンフレッシュミート社ヒルズデール工場（イリノイ州）
- （イ）輸入者：豊田通商株式会社
- （ウ）品目：冷凍バラ肉（特定危険部位（SRM）ではない）
- （エ）総重量：926 箱（約 23.6 トン）

※当該貨物は流通しておりません。

- (3) 本日、米国政府から、当該品目が対日輸出条件である 20 か月齢以下の牛由来であることが確認できない旨の回答がありました。
なお、動物検疫所において当該貨物全箱を開梱し、現物検査を実施しましたが、その他の貨物に問題はありませんでした。

2. 対応

厚生労働省及び農林水産省は、過去の同様の事例に即して当該出荷施設からの輸入手続を停止するとともに、米国に詳細な調査を要請しました。

両省は、米国政府からの詳細な調査結果の報告を踏まえ、適切に対応することとしています。

お問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111（内線 2455）

直通：03-3595-2337

担当：今西

農林水産省消費・安全局動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線 4584）

直通：03-3502-8295

担当：山本、松尾

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>